

平成二十九年十一月二十四日受領
答 弁 第 三 九 号

内閣衆質一九五第三九号

平成二十九年十一月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出第三の性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出第三の性に関する質問に対する答弁書

一から三まで、五及び六について

お尋ねの「第三の性」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

戸籍は、民法（明治二十九年法律第八十九号）上の親族的身分関係を正確かつ明確に登録し、公証することを目的とする制度であるところ、同法は、男女の性別があることを前提としていることから、戸籍において、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第四号及び第五号に規定する「続柄」として、男か女かを区別することができるようにしておく必要がある。